

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、社会からの信頼を獲得し、中長期的に企業価値を高めるべく経営の適法性・透明性および迅速性を確保し、経営効率の向上を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本生命保険(相)	4,560,540	5.51
第一生命保険(株)	4,231,587	5.11
高砂熱学従業員持株会	3,795,025	4.58
(株)三菱東京UFJ銀行	2,346,246	2.83
(株)みずほ銀行	2,177,092	2.63
高砂共栄会	2,176,072	2.62
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	1,787,400	2.15
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	1,723,200	2.08
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	1,494,200	1.80
(株)京王閣	1,016,820	1.22

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松永 和夫	その他											○
数中 三十二	その他											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松永 和夫	○	社外取締役の松永和夫氏は、平成24年7月から当社社外取締役に選任される平成25年6月の当社定時株主総会までの期間、当社の社外取締役に就任することを前提として非常勤顧問を務めておりましたが、当該業務の内容は独立した社外者としての立場から助言を行うものであること、および、同人に対する顧問報酬は多額でなかった(1,000万円未満)こと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。	社外取締役の松永和夫氏は、行政分野や経済分野における豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただけるものと判断したためであります。上記理由から、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。また、当社の親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性について特段問題は存しないと考えております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 上記のとおり、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しており

藪中 三十二	○	社外取締役の藪中三十二氏は、平成24年4月から当社社外取締役に選任される平成26年6月の当社定時株主総会までの期間、当社の社外取締役に就任することを前提として非常勤顧問を務めておりましたが、当該業務の内容は独立した社外者としての立場から助言を行うものであること、および、同人に対する顧問報酬は多額でなかった(1,000万円未満)こと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。	ます。 社外取締役の藪中三十二氏は、外交分野や行政分野における豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただけるものと判断したためであります。上記理由から、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。また、当社の親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性について特段問題は存しないと考えております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 上記のとおり、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。
--------	---	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 更新

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明 更新

当社は、子会社を含む役員の指名および報酬に関する任意の諮問機関として、取締役社長、取締役副社長、および社外取締役をもって構成する指名報酬委員会を設置しており、当該委員会における審議を経て、取締役会の決議により取締役候補および監査役候補の指名ならびに取締役の報酬等を決定いたします。委員長は、委員の互選により選任します。社外取締役である委員については、独立した立場から有用な指摘、意見をいただき、客観性・透明性を高めることが期待されています。なお、委員会は1事業年度に1回以上開催することとしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	5名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、年度初めに監査体制・監査計画等について協議を行い、会計監査人有限責任あずさ監査法人から定期的に監査の実施状況および結果の報告を受けるとともに、必要に応じて会計監査人の実施する監査への立会いを行っております。監査役は、会計監査人と情報・意見交換などの連携を図ることにより、監査の実効性を高めております。また、監査役は、内部監査室から、定期および随時に、監査の実施状況および結果の報告を受けるとともに、情報の共有を通じて相互の連携を図り、監査の実効性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
伊藤 鉄男	弁護士													
瀬山 雅博	他の会社の出身者										△			
藤原万喜夫	他の会社の出身者										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤 鉄男	○	_____	社外監査役の伊藤鉄男氏は、同氏の長年にわたる検事および弁護士としての専門的見地から適切な監査を行っていただけるものと判断したためであります。上記理由から、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。また、当社の親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性について特段問題は存しないと考えております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 上記のとおり、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。
瀬山 雅博	○	社外監査役の瀬山雅博氏は松下電器産業(株)(現 パナソニック(株))の出身であるところ、当社は、同社との間に工事の受注および機器の仕入等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の売上高に占める割合は0.95%(小数点第3位以下を切り捨て)と小さいことに照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。	社外監査役の瀬山雅博氏は、松下電器産業(株)(現 パナソニック(株))における海外関係会社社長および監査役としての豊富な経験と識見を持ち、それらを活かして適切な監査を行っていただけるものと判断いたしました。また、当社の親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性について特段問題は存しないと考えております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 上記のとおり、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。
藤原万喜夫	○	社外監査役の藤原万喜夫氏は東京電力(株)の出身であるところ、当社は、同社との間に工事の受注および電力の使用等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の売上高に占める割合は0.13%(小数点第3位以下を切り捨て)と小さいことに照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。	社外監査役の藤原万喜夫氏は、東京電力(株)における取締役および監査役、ならびに(株)関電工の社外監査役としての豊富な経験と識見を持ち、それらを活かして適切な監査を行っていただけるものと判断したためであります。また、当社の親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性について特段問題は存しないと考えております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 上記のとおり、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役および社外監査役をすべて独立役員に指定しております。

社外取締役および社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準または方針につきまして、当社は東京証券取引所の上場管理等に関するガイドラインにおいて定められている独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。かかる独立役員の独立性に関する判断基準は以下のとおりです。

- A. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者でないこと
- B. 当社の主要な取引先又はその業務執行者でないこと
- C. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）でないこと
- D. 最近において次の(A)から(D)までのいずれかに該当していた者でないこと
(A)A、B又はCに掲げる者
(B)当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
(C)当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
(D)当社の兄弟会社の業務執行者
- E. 次の(A)から(H)までのいずれかに該当する者（重要でない者を除く。）の近親者でないこと
(A)Aから前Dに掲げる者
(B)当社の会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
(C)当社の子会社の業務執行者
(D)当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
(E)当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
(F)当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
(G)当社の兄弟会社の業務執行者
(H)最近において前(B)～(D)又は上場会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあつては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

また、社外取締役については経営の監督およびチェック機能発揮に必要な豊富な経験と幅広い知識を有すること、社外監査役については弁護士等の専門性を有すること、または適切な監査に必要な豊富な経験と幅広い知識を有することを候補者としての要件としております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬と当社業績および株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲等を一層高めることを目的に、平成23年6月29日開催の第131回定時株主総会の承認を得て、社外取締役を除く取締役に対し、株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。

同制度は、取締役に対する株式報酬型ストックオプションのための報酬等の額を1事業年度30百万円の範囲内とし、新株予約権の目的である株式1株当たりの払込金額を1円とする新株予約権を発行して取締役に割り当てるものです。また、株式報酬型ストックオプションの付与は、新株予約権の割当てを受けた取締役に對し払込金額と同等の金銭報酬を支給することとし、払い込みに代えて当該金銭報酬請求権による相殺することにより行われます。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

株式報酬型ストックオプションの付与の対象となる取締役は、社外取締役を除く取締役10名であります。また、かかる取締役に付与する新株予約権の内容と同内容の新株予約権を、当社従業員（取締役を兼任しない執行役員）23名に対し当社が必要と判断する個数にて、当該新株予約権の公正価額を基準として決定される額を払込金額として発行いたします。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2014年度:2014年4月1日～2015年3月31日

取締役(社外取締役を除く)の報酬等の額: 9名 355百万円

社外取締役の報酬等の額: 2名 18百万円

監査役(社外監査役を除く)の報酬等の額: 2名 44百万円

社外監査役の報酬等の額: 5名 37百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および監査役の報酬については、株主総会の決議により取締役全員および監査役全員のそれぞれの報酬等の総額の最高限度額を決定しております。

当社は、役員報酬に関する客観性・透明性を高めるために、任意の諮問機関として、取締役社長、取締役副社長および社外取締役をもって構成する指名報酬委員会を設置しており、当該委員会における審議を経て、取締役会の決議により取締役の報酬等を決定いたします。

取締役の報酬については、当社の事業を中長期的に成長させ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上していくことを目的として、コーポレート・ガバナンスを巡る動向や他社の報酬水準等を考慮の上、健全なインセンティブ(動機付け)の一つとして機能する報酬制度とする方針を決議しております。報酬の構成は、基本報酬、短期(年次)インセンティブとしての賞与および中長期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションとし、当該方針を考慮した構成割合に設定いたします。なお、社外取締役については、基本報酬のみとし、賞与および株式報酬型ストックオプションはございません。基本報酬の額は各取締役の役位に応じて決定されますところ、社外取締役を除く取締役の基本報酬は、内規に基づく自社株式の取得を考慮しており、社外取締役を除く取締役は、基本報酬から役員持株会に拠出することを通じて自社株式の取得に努めることとしております。賞与は、単年度業績目標達成等への士気向上を目的として支給するものとし、各事業年度の当社の業績(連結を含みます。)等に応じて、各取締役の業績や職務、貢献度等を総合的に勘案し個人別支給額を決定いたします。また、株式報酬型ストックオプションは、取締役の報酬と当社業績および株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲等を一層高めることを目的に、各取締役の役位に応じて決定いたします。

監査役に対する報酬等については、基本報酬のみとし、各監査役の基本報酬の額は、各監査役の職務の内容・量・難易度や責任の程度等を総合的に勘案し、監査役の協議により決定いたします。その職務等に鑑み、監査役に対する賞与およびストックオプション等の株式関連報酬はございません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役は、主として経営管理本部担当者から適宜情報伝達等を受けているほか、取締役会の開催に際して、議案に関する資料などについて事前説明を受けております。また、社外監査役は、各部門の担当者から直接情報伝達等を受けているほか、通常は、取締役会に先立ち開催される監査役会においても、主として常勤監査役から議案に関する資料などについて事前説明を受けております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、取締役会および監査役会を設置しております。また、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確にし、迅速かつ機動的な経営を行うため、執行役員制度を導入しており、また、取締役社長、取締役副社長、本社各本部長、各事業本部長により構成する経営会議を設置して、経営に関する重要な事項の審議の充実と経営資源配分の意思決定迅速化を図っております。

また、取締役社長、取締役副社長、本社各本部長、国内関係会社・海外現地法人担当役員により構成し、当社および当社企業集団の内部統制システムの整備および運営を横断的に推進する内部統制委員会や、取締役社長、取締役副社長、および社外取締役により構成し、当社ならびに子会社の取締役、監査役および執行役員の選解任や報酬を審議する指名報酬委員会を設置しております。

当社は、上記に加え、監査役、会計監査人および内部監査室が相互に連携をとり、実効性のある監査を行うことによりコーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

(1) 取締役会

取締役会は、現在12名(うち2名は社外取締役)の男性で構成されており、原則として毎月1回開催するほか必要に応じて随時開催しております。取締役の任期は1年であり、経営責任を明確化しております。社外取締役は、独立した立場から有用な指摘、意見を、また、社外監査役は、客観的・専門的見地から有用な指摘、意見を述べるなど、それぞれ取締役会に出席し、社外役員に期待される役割を果たすよう努めております。

取締役会は、重要な業務執行の決定と取締役の職務の執行の監督を行うことにより、経営の効率性の向上と業務執行の適法性・妥当性の確保に取り組んでおります。

(2) 監査役

当社の監査役は5名で、うち3名は社外監査役であり、いずれも男性であります。監査役は、監査役会が定めた監査方針・監査計画に従い、ガバナンスの実施状況の監視、取締役会その他重要な会議への出席、取締役の職務執行の監査、重要な決裁書類の閲覧および事業所の往査を実施しており、また、会計監査人および内部監査部門と連携をとるなど、実効性ある監査により取締役の職務執行の監査に努めております。子会社については、子会社の取締役および監査役等と情報交換を行い、連携を図っております。弁護士である社外監査役1名を含む社外監査役は、いずれも独立した立場から情報の入手と提供を行い、ともに外部の視点からの監視に努めております。一方、他の監査役は当社における豊富な経験に基づき、業務に精通した立場から監視を行っており、それぞれの立場から監査の実効性を高めております。

(3) 内部監査

内部監査につきましては、社長直轄部門として内部監査室(スタッフ4名)を設置し、内部監査規程に基づき、独立した立場から業務運営の適正性や効率性に関して計画的に業務監査を実施しております。また、子会社については必要に応じて情報交換等を行っております。内部監査室は、監査結果を社長に報告するとともに、必要な措置および改善の実施状況の確認を行っております。また、当社および重要な連結子会社の財務報告に係る内部統制の運用状況の評価を行っております。監査役および会計監査人とも連携を図り、効果的な内部監査の実施に努めております。

(4) 会計監査人

当社の会計監査業務を執行している公認会計士は、星長徹也氏、岩瀬弘典氏であり、有限責任あずさ監査法人に所属しております。それぞれの継続監査年数は、星長徹也氏が3年、岩瀬弘典氏が6年であります。また、その補助者は公認会計士6名、その他5名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在、当社は、社外取締役を2名選任しております。社外取締役は、その豊富な経験および識見に基づき、独立した立場および外部の客観的な

視点から、助言機能および経営の監督機能を果たすことが予定されております。また、当社は、監査役5名のうち3名を社外監査役としております。各社外監査役は、独立した立場および外部の客観的な視点から、実効性の高い監査を行うことが予定されております。当社としては、これらの社外取締役と社外監査役を通じ、現在の経営の監視・監督機能が十分に果たされているものと考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会開催日の4週間前または5月末日を目途に、早期発送に努めております。
その他	招集通知の発送日と同日に、当社のウェブサイト招集通知および独立役員届出書を掲載しております。 平成27年5月29日：株主総会招集通知発送、同日に独立役員届出書と併せて当社ウェブサイトに掲載 平成27年6月26日：株主総会開催日

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイト「ディスクロージャーポリシー」を公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(5月・11月)、社長が決算概要・年度計画の実施状況・今後の見通しなどを説明しております。証券アナリストおよびファンドマネジャー等、約30名が参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、適時開示資料、決算参考データ資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理本部総務人事部広報室(担当役員：副社長 経営管理本部長、連絡責任者：経営管理本部総務人事部長)	
その他	個人投資家向けのIRイベントに参加しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	CSRに関する規程を作成しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社はCSR経営推進の一環として、2012年4月に「CSR活動計画」を策定し、「CSR経営を社業と一体のものとして経営の根幹に位置づけ、良き企業市民として社会的責任を担いつつ企業価値の向上に努め、持続可能な社会の実現を目指す」ことをCSRの基本的な考え方とし、強化しております。そのほか、2012年4月に「環境基本規程」を制定し、エネルギー・資源の有効利用および環境負荷低減技術の開発ならびに利用を推進する環境保全活動に取り組んでおります。なお、当該活動については「CSR報告書」として取りまとめ、当社ウェブサイト等にて公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株式会社東京証券取引所の上場規程等において定める基準に従い適時性、適法性、正確性、公平性の確保に努め情報を開示しております。また、基準に該当しない情報についても、投資者の判断に資すると判断した情報は積極的に開示する方針としております。
その他	現状、当社の取締役12名および監査役5名は、男性のみで構成されております。今後、当社の取締役および監査役に相応しい女性の人材が存するときは、性別にかかわらず候補者とすることを検討してまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の有効性及び効率性および信頼性の確保を図り、業務の適正を確保することを内部統制システムの基本的な考え方としております。当社企業集団についても、各企業の規模・事業特性とそれに伴うリスクの状況等を踏まえて、業務の適正を確保してまいります。また、当社は、内部統制委員会を設置し、当社および当社企業集団の内部統制システムの整備を横断的に推進いたします。当社における内部統制システムの整備状況は下記の通りです。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、企業倫理担当役員の任命、企業倫理委員会や相談窓口の設置、コンプライアンス推進の専任部署であるコンプライアンス室の設置、内部通報制度の充実、コンプライアンス上重要なテーマを定めたコンプライアンス・プログラムの設定など、コンプライアンス体制を整備しております。
- b グループ役職員の基本的な行動基準を示したグループ行動指針を制定し、継続的な指導・教育・研修を通じてコンプライアンスの徹底を図っております。
- c 社外取締役の選任により取締役会における審議の活性化と更なる経営監督機能の強化を図っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の記録・保存、情報漏洩や不正使用の防止および情報の有効活用のため文書管理に関する規程や情報セキュリティ基本方針を定めるなど、会社情報の適正な管理体制を整備しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a リスク管理規程を定め、全社的なリスクマネジメントを推進するリスク管理委員会を設置するなど、リスク発生の未然防止を図る体制を整備しております。
- b 危機管理規程を定め、リスクが顕在化した場合に迅速かつ適切な対応を行う危機管理会議を開催するなど、不測の事態に的確に対応できる体制を整備しております。
- c 大規模災害に対応した事業継続計画を定め、定期的な訓練を通じて計画を見直し実効性を高めるなど、緊急事態の発生に対する事業継続力の向上を図っております。
- d 品質・安全・環境・コンプライアンス・情報・損益等の機能別リスクについては、対応する部門を定め、適切なリスク管理体制を整備しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a 取締役会の傘下に社長を議長とする経営会議の設置、および執行役員制度の導入により経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確にし、迅速かつ効率的な経営を推進しております。
- b 意思決定の迅速化や業務執行などの経営の効率化を図るため、業務分掌規程、職務権限規程、決裁基準などの規程を整備しております。

(5) 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a 子会社における経営に関しては、その自主性を尊重しつつ、重要事項についての協議および報告ルールを関係会社管理規程に定めるなど経営管理体制を整備しております。すなわち、子会社における一定の重要な事項については、当社と事前協議を行い、当社の承認を得ることとしております。また、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社へ報告を求めています。さらに、定期的に、当社経営陣および子会社社長が出席する会議を開催し、業務の適正を確保してまいります。なお、リスクが顕在化した場合には、子会社に対し、当社窓口部門への速やかな報告を求めています。
- b 当社と基本的な考え方を共有するため、グループ全体に適用される規程の制定や子会社各社の社内規程を整備することにより、企業集団としてのリスク管理体制、危機管理体制および内部通報制度を含めたコンプライアンス体制を構築しております。
- c 内部監査室による監査を実施するとともに、必要に応じて当社より取締役および監査役を派遣すること等を通じて子会社の適正な業務執行を監視しております。
- d 財務報告の適正性及び信頼性を確保するために必要な内部統制体制を整備しております。

(6) 監査役を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助するため監査役室を設置し、監査役の求めに応じて監査役の職務を補助する使用人を選任し、監査役室に配置しております。また、当該使用人の人事に関する事項は、監査役と協議して決定し、当該使用人の独立性および当該使用人に対する指示の実効性を確保しております。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人から監査役への報告事項については、監査役監査環境整備規程を制定し、法定事項のほか、当社や当社子会社について、著しい損害を及ぼす事象、社内不祥事や法令違反等の重大な不正行為、内部監査の結果や内部通報の状況などについて報告する体制を整備しております。

(8) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前項の監査役への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないよう体制を整備しております。

(9) 監査役職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、所定の費用または債務の履行を請求するときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務に必要でないと認められる場合を除き、これを支払っております。また、監査の実効性を担保するため、監査の諸費用について予算を確保しております。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a 代表取締役社長は、監査役と定期的会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況および監査上の重要課題について意見交換を行い、相互の意思疎通を図っております。
- b 監査役と内部監査室および会計監査人が、定期的に監査の状況について協議し、情報の共有と連携を図り、効果的かつ効率的な監査を行っています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力・団体との関係を遮断するため、グループ行動指針に反社会的勢力・団体に対しては断固とした態度で対応し一切の関係を持たない旨を定め、教育・研修を通じた周知徹底や外部専門機関との連携を図るなど、実践的対応が可能な社内体制を整備しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

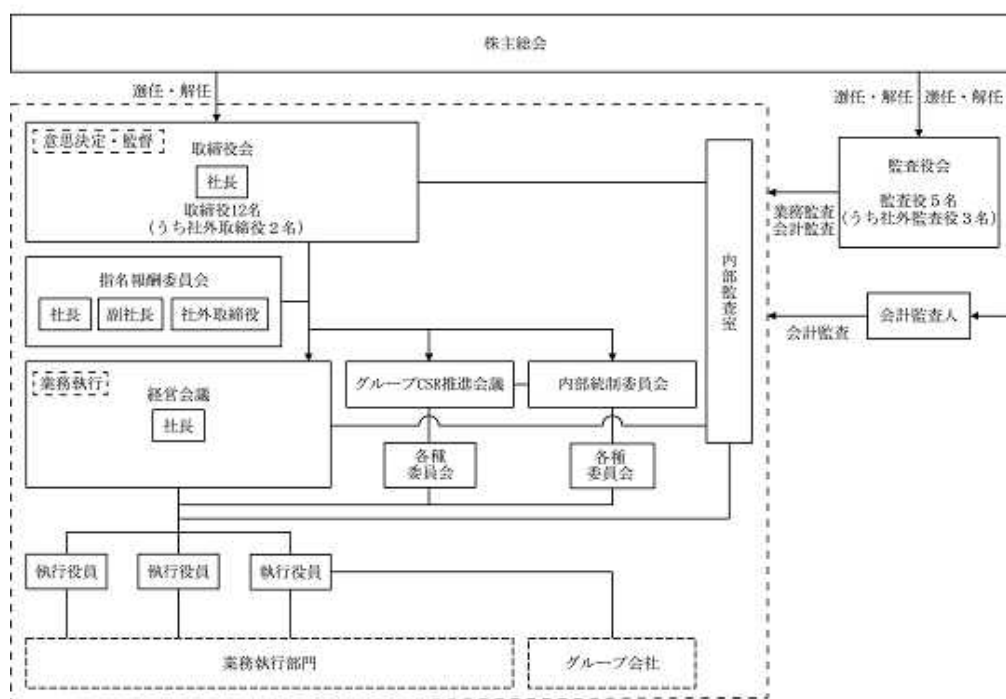
なし

該当項目に関する補足説明

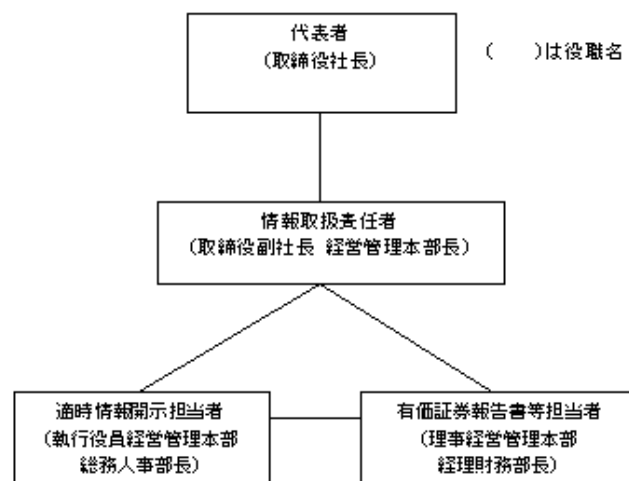
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

コーポレート・ガバナンス体制についての模式図および適時開示体制の概要についての模式図は、以下の通りです。

【コーポレート・ガバナンス体制についての模式図】



【適時開示体制の概要についての模式図】



適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりであります。

1. 代表者および情報取扱責任者は、開示すべき情報の適時性、適法性、正確性、公平性の確保に努めております。また、適宜、経営会議および取締役会において審議、報告を行っております。
2. 適時情報開示担当者は、平素より適時開示規則および関連法規の遵守はもとより、関係部門から迅速かつ網羅的に情報を収集しつつ業務を遂行しております。また、他社開示例を参照するなど、適切な開示資料の作成および情報開示の充実に努めております。
3. 監査役および会計監査人から、定期的な監査に加えて助言・指導を受けております。また、必要に応じて第三者専門家の意見等を取得しております。
4. 社則において「内部者取引管理規則」を定めるとともに、厳格に遵守する旨記載した「グループ企業倫理綱領」を定めるなど、関係会社を含めて内部者取引の未然防止に努めております。